

新城市商工会キッチンカー貸出規程

第1章 総則

第1条 (本規程の目的)

「新城市商工会キッチンカー貸出規程」（以下「本規程」という。）は、新城市商工会（以下「当会」という。）が行うキッチンカー貸出事業（以下「本事業」という。）について、当会とキッチンカー利用者（以下「利用者」という。）との間の権利義務関係について定めるものである。

第2条 (本事業の目的)

本事業は、新城市及び北設楽郡の各町村に拠点を置き事業を行っている、又は行おうとする、当会及び北設楽郡を管轄とする各商工会に加入する会員事業所（以下「会員事業所」という。）を対象とし、キッチンカーを貸し出すことで、地域資源を活用した商品の販路開拓、既存店舗の販売促進、新ビジネスの創出等の取り組みに対し支援することを目的とする。

第3条 (対象車両・備品)

利用することができるキッチンカーは、別表の車両及び備品とする。ただし、当会が使用する場合、その期間は利用の申出があっても断ることができるものとする。

第4条 (利用期間)

キッチンカーの利用期間は、原則として連続2週間を上限とする。ただし、当会が特に認めたときは、この限りでない。

第5条 (利用者の要件)

利用者は、会員事業所であって、本事業の目的に合った取り組みを自ら行い、自己又は自社の営業活動を遂行しようとする者であることを前提とする。

- 2 利用者は、必要な資料を添付して利用申請しなければならない。また、利用申請した者は、本規程の全てに同意したものとみなすこととする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の事業を行っている場合、又は行おうとしている場合、当会の判断により貸出しないものとする。
 - (1) 法令又は公序良俗に反する、又はその恐れがある事業を行おうとする者
 - (2) 違法な活動を支援又は助長する、又はその恐れがある事業を行おうとする者
 - (3) 政治結社、宗教団体、暴力団その他反社会的勢力に関する事業
 - (4) マルチ商法、無限連鎖商法等に関する事業
 - (5) 関連法令の規定によりキッチンカーの利用に制限を受ける事業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、本会が不適当と判断する事業

第2章 利用申請・予約

第6条 (利用申請及び決定)

利用者は、キッチンカーの利用を希望するときは、新城市商工会キッチンカー利用申請書及び誓約書（様式1・同別紙）に必要書類を添付して、利用を開始しようとする日の2週間前までに、当会へ提出しなければならない。

- 2 当会は、前項の申請内容を独自に審査し、貸出の可否を決定し、新城市商工会キッチンカー貸出（却下）決定通知書（様式2）により、利用しようとする者に通知することとする。なお、当通知に関し、審査の過程及び結果に至った理由等は公表しない。
- 3 当会は、当通知時において、使用上必要な条件を利用者に付すことができるものとする。

第7条 (利用申請の変更)

利用者は、前条の申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ当会の承諾を受けなければならない。

- 2 利用者が変更を申し出たときは、当会はその変更内容を明示する書類の提出を求めることができる。

第8条 (利用申請または決定通知の取り消し)

当会は、利用者が利用申請の取り消しを申し出た場合、申請及び決定通知を取り消すものとする。

- 2 当会は、決定通知後、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該許可を取り消すことができる。
 - (1) 利用申請書の虚偽記載など、本事業にふさわしくない事実が判明したとき
 - (2) キッチンカーの事故や故障等により、やむを得ず貸出することができなくなったとき
- 3 前項によって生ずる利用者における損害については、当会は負担しない。

第9条 (予約の申込)

利用者は、第6条の申請を行う前に、以下により予約を行うことができるものとする。

- (1) 利用日の6か月前（同月の1日）から受付可能とする。
- (2) 電話による空き状況の確認後、予約を行うこと。
- (3) 予約した場合、予約後2週間以内に利用申請がされない場合、予約を解除することがある。
- (4) 予約後、内容に変更が生じた場合、速やかに連絡すること。

第3章 貸渡し

第10条（貸渡・返却）

キッチンカーの受け渡しは、原則として、貸渡は利用日の前日午後（午後1時から午後4時まで）、返却は翌日午前中（午前9時から正午まで）とする。ただし、土日祝日は除くこととする。

第11条（貸渡の拒絶）

貸渡し時、利用者が次の各項のいずれかに該当すると判断したときは、当会は貸渡しを拒絶するものとする。

- (1) キッチンカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき
- (4) 許可に際し定めた利用者または運転者と貸渡時の利用者又は運転者が異なるとき
- (5) 申請または決定通知の取り消しが行われているとき

第12条（点検整備及び確認）

当会は、貸渡日までキッチンカーの点検・整備を実施し、利用者に貸出するものとする。

- 2 キッチンカーの貸出、返却時には、当会は利用者と共に車体、外観、整備状況を確認するものとする。確認は、商工会職員2名の立会のもと、行うこととする。

第13条（運行日誌・実績報告書の提出）

キッチンカーを貸渡す際に、キッチンカー運行日誌・実績報告書（様式3及び別紙）を渡すものとする。

- 2 利用者は、キッチンカーの使用毎、運行日誌・実績報告書を記載し、キッチンカーの返却時には、必ず当会に提出するものとする。

第4章 使用

第14条（使用範囲）

利用者は、キッチンカーを、自己又は自社の営業活動もしくは市場調査の目的に限り利用することができるものとする。

- 2 利用者は、キッチンカーを原状のまま使用するものとし、車両の改造、変更等は認められない。
- 3 利用者は、占有権、車両の賃借権、その他一切の権利を付与するものではないことを、予め合意するものとする。

第15条（管理責任）

利用者は、キッチンカーを使用中、善良な管理者の注意義務をもってキッチンカーを使用及び保管するものとする。貸出期間中の鍵、器具備品等の紛失、破損、盗難等については、利用者が責任を負うものとする。

第16条（日常点検整備）

利用者は、キッチンカーの利用に際し、使用する前に必要な確認・点検を行うものとする。点検整備を怠ったことによるエンジン損傷や車両き損等の復旧は全額、利用者負担とする。

第17条（禁止行為）

利用者は、以下に定める行為をしてはならない。以下のいずれかに該当する行為を行い、当会、他の利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、その損害の全額を賠償する義務を負うものとする。

- (1) 自己又は自社の営業活動を遂行するため以外の用途での使用をすること
- (2) キッチンカーの全部又は一部を第三者に転貸すること
- (3) ペット、危険物、その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為をすること
- (5) 運転席内の禁煙、騒音、その他円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為
- (6) 他の利用者の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害する行為
- (7) 本規程に同意することにより利用者に生ずる権利義務に関する一切の処分の行為
- (8) その他本規程に反する一切の行為
- (9) その他当会が合理的に判断して不当と判断する行為

第18条（違法駐車等の措置）

利用者は使用中のキッチンカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭し、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとする。

- 2 当会は、警察からキッチンカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、利用者に対し、速やかにキッチンカーを移動させ、キッチンカーの利用期間満了時又は当所の指示する時まで違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭し、違反を処理するよう指示するものとし、利用者はこれに従うものとする。

なお、キッチンカーが警察により移動された場合には、当会の判断により、自らキッチンカーを警察から引き取る場合がある。

第5章 返却

第19条（返却責任）

利用者は、キッチンカー及び備品を決められた利用期間満了日までに当会に返却するものとする。

- 2 利用者が天災その他不可抗力により利用期間中にキッチンカーを返却できない場合には、利用者は直ちに当会に連絡し、当会の指示に従うものとする。

第20条（返却時の確認）

利用者は、燃料を補充の上、当会職員2名の立会いのもと、キッチンカー及び備品を返却するものとする。この場合、通常の使用による摩耗等を除き、引き渡し時の状態に復帰した上で返却するものとする。

- 2 利用者は、キッチンカーの返却にあたって、車内に遺留品がないことを確認するとともに、キッチンカー運行日誌・実績報告書（様式3及び別紙）を提出するものとする。

第21条（不返却の場合）

当会は、利用者が借受期間満了したにもかかわらず、当会にキッチンカーを返却せず、かつ、当会の返却の請求に応じないとき、又は利用者の所在が不明となる等の理由により不返却になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとする。

- 2 当会は、前項に該当することとなったときは、キッチンカーの所在を確認するため、利用者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査等、必要な措置をとるものとする。

- 3 第1項に該当することとなった場合、利用者は、当会に与えた損害について賠償する責任を負うほか、キッチンカーの回収及び利用者の探索に要した費用を負担するものとする。

第6章 故障、事故、盗難時等の措置

第22条（故障・き損発生時の措置）

利用者は、使用中にキッチンカーの異常又は故障を発見した時またはキッチンカーをき損した時は、直ちに運転を中止し、当会に連絡するとともに、当会の指示に従うものとする。

- 2 この場合、故障・き損等届出書（様式4）を提出しなければならない。
- 3 利用者は、前項の異常若しくは故障、き損が利用者の故意若しくは過失による場合には、第25条（賠償）の定めにより当会に与えた損害（キッチンカーの引き取り及び修理に要する費用を含む）を賠償する責任を負うものとする。

第23条（事故発生時の措置）

利用者は、使用中に交通事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに警察および保険会社へ連絡し指示を仰ぐとともに、事故の状況等を当会に連絡し、追って事故・盗難等届出書（様式5）により報告すること
- (2) 前号の指示に基づきキッチンカーの修理を行う場合は、当会が認めた場合を除き、当会の指示する工場で行うこと
- (3) 事故に関し当会及び当会が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当会が要求する書類等を遅滞なく提供すること
- (4) 利用者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、解決をすること
- (5) 当会は、利用者のため事故の処理について助言を行うとともに解決に協力すること

第24条（盗難等発生時）

利用者は、使用中にキッチンカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報するとともに、当会に連絡すること
- (2) 事故・盗難等届出書（様式5）を提出すること
- (3) 盗難、その他の被害に関し、当会の調査に協力するとともに、当会が要求する書類等を遅滞なく提供すること

第7章 賠償及び補償

第25条（賠償）

利用者は、利用者がキッチンカーの使用期間中に発生した事由により第三者又は当会に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、利用者が無過失の場合を除く。

第26条（保険及び補償）

使用中にキッチンカーの移動中に係る事故が発生したときは、当会がキッチンカーについて締結した損害保険契約により、保険金又は保証金が支払われる。

- 2 保険約款、補償制度の免責事由に該当する場合には、前項の保険金、保証金は支払われない。
- 3 保険金又は補償金が支払われない損害及び補償限度額を超える損害については、全額を利用者の負担とする。
- 4 当会が利用者の負担すべき損害額を支払ったときは、利用者は直ちに当会の支払額を当会に弁済するものとする。
- 5 車両保険の免責額は、利用者の負担とする。

第27条（貸出の終了）

当会は、利用者が使用中に本規程に違反したとき、または第17条（禁止行為）各項のいずれかに該当することとなったときは、何らの催告を要せずに貸出を終了し、キッチンカーの返却を請求することができるものとし、この場合、利用者は、第5章（返却）の定めによりキッチンカー及び備品を当会に返却するものとする。

第28条（雑則）

当会は、本規程に細則、内規を別に定めることができるものとし、当該細則、内規は本規程と同等の効力を有するものとする。

個人情報の取り扱いについて

- 1 利用者は、当会が下記の目的で個人情報を利用することに同意するものとする。
 - (1) 本人確認及び審査を行うなど本事業の業務を遂行するとき
 - (2) 当会が取り扱うサービスまたは各種イベント催事等の開催について案内するとき
 - (3) 本事業の成果を把握するため、利用者にアンケート調査等を実施するとき
 - (4) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工して統計データを作成するとき
- 2 利用者は、当会の事業報告書及び会報への掲載など、広報活動に使用することに同意するものとする。ただし、利用者は個人情報の提供の停止を求めることができる。

附 則

本規程は、令和5年7月5日から施行する